

書式 TM-1

商標法、1999 年

代行者のコード No:

所有者のコード No:

料金 2500 ルピー

登録簿セクション 18(1)、25(2)における物品/サービス商標登録出願(団体マーク、証明商標以外)。

(3 通記入、追加商標図 5 点を添付)

図 1 点はこのスペースの中に固定、残りの 5 点は別途送付。

大きい図は折り畳んでもかまいませんが、その場合はリネン等の適当な素材の上に置き、貼り付けなければなりません。(規則 28 参照)。

前記物品/サービスに関し所有者と申し立てる住所⁴.....の人物の名義³.....により².....に関するクラス¹.....添付商標の登録簿登録をここに出願します[当該人物により前記商標の使用が提案される⁵、又は(当該人物とその前権利者⁶により前記商標は.....以来継続的に使用されている)。⁷

⁸.....⁹.....

本願に関わる通信はインドの下記住所へ送付できます:-

20.....年.....月.....日付

¹⁰..署名

署名者の氏名

宛先

商標登録機関

商標登録事務局、所在地(11).....

1. 物品/サービスのクラスが不明の場合は登録機関の指示を仰ぐことができます。
2. 出願するクラスの物品/サービスを明記してください。別紙を使って物品/サービスを詳述することもできます。通常、物品/サービスの明細は 500 文字以内です。この制限を超えると 1 文字当たり 10 ルピーのスペース料金が余分にかかります。規則 25(16)を参照してください。出願人は、署名の手前に用意されたスペースで物品/サービスの明細が 500 文字を超える場合に、正確な超過文字数を明記しなければなりません。
3. フルネームと明細(出願人の居住、職業、国籍)を読めるよう記入してください。法人や会社の場合は、法人設立国を明記し、会社を構成するパートナーがいる場合はその氏名及び明細を明記し、さらに登録の種類を適宜明記してください(規則 16 参照)。
4. 出願人は、インドに主たる事業所がある場合にその住所を明記しなければなりません。(規則 3 及び 17 参照)出願人が登録を望む物品/サービスの事業をインドの 1 箇所で営んでいる場合は、その旨を陳述し、その場所の住所を記載してください。出願人がインドの複数の場所で当該物品/サービスの事業を営んでいる場合は、その旨を陳述し、出願人が主たる事業所と考える事業所の住所を記載してください。ただし出願人が当該物品/サービスの事業を営んでおらず、インドの 1 箇所で他の物品/サービスの事業を営んでいる場合は、その旨を陳述し、その場所の住所を記載してください。さらに出願人がインドの複数の場所にかかる事業を営んでいる場合は、その旨を陳述し、出願人が主たる事業所と考える事業所の住所を記載してください。出願人がインドで事業を営んでいない場合は、その旨を陳述し、さらにインドに居住地がある場合はその旨を陳述し、その場所の住所を記載してください。インドにおける主たる事業所又は居住地に加え、出願人は必要に応じ、出願に関する通信の送付先にあたるインドの住所を記載できます(規則 19 参照)。インドに事業所も居住地もない場合はその旨を陳述し、インドにおける用務住所を母国(海外)の住所と併せて記載してください。
5. マークが既に使われている場合は線を引いて末梢してください。
6. 該当しない文言は線を引いて末梢してください。前権利者による使用を申し立てる場合は、かかる人物の氏名を出願人自身による使用開始日と併せて 8 に明記してください。
7. 2 に明記される物品/サービスに関しこれまで商標が使用されていなかった場合は、マークが実際に使われてきた物品/サービスの品目を記載してください。
8. 必要に応じ記入し、さもなければ空白のまま残してください。
9. 色の組み合わせを申し立てる場合はそれを明示し、色を明記してください。

三次元マークに関する出願の場合は、その旨を陳述してください(規則 25 及び 29 参照)。

10. 出願人かその代行者の署名(弁護士、登録商標代理人、出願人の専属正規従業員、第 145 節参照)

11. 該当する商標登録事務局の地名を明記してください(規則 4 参照)。